

## 別記 1（第 6 条関係）

### 入 札 の 心 得

#### （趣旨）

第 1 条 この心得は、長門市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務（以下「工事等」という。）の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものであり、入札に当たって入札参加者はこの心得を承知の上、参加するものとする。

#### （関係法令の遵守）

第 2 条 入札参加者は、設計図書（仕様書）、工事現場等を十分理解するとともに、信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守すること。

#### （公正な入札の確保）

第 3 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### （入札の辞退）

第 4 条 入札に参加を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いかなる場合でも辞退することができる。

2 入札辞退は、原則として文書により届けること。

3 入札辞退により、以後の指名等に不利益を与えるものではない。

#### （入札執行）

第 5 条 同一事項の入札は、3 回までとする。ただし、予定価格を事前公表しているものは、1 回とする。

#### （入札書等の提出）

第 6 条 入札参加者は、所定の事項を記入し、記名押印した入札書を、あらかじめ入札公告又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、押印はあらかじめ使用印として本市に届出されたものでなければならない。

2 入札参加者は、建設工事及び別に指定がある場合は、工事費内訳書を入札書と同時に提出すること。ただし、工事費内訳書は予定価格を事後公表する場合においては、初回のみ提出するものとする。

#### （代理人による入札）

第 7 条 代理人による入札の場合は、委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印するものと同様のものでなければならない。

2 既に年間委任状を提出している場合は、委任状の提出は不要とする。

#### （無効とする入札）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

（1）入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 郵便による入札及び電信による入札
- (4) 入札保証金を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (5) 入札者本人又は代理人の記名押印のない入札
- (6) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (8) 同一人が同一事項の入札において2通以上した入札
- (9) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
- (10) 談合その他の虚偽又は不正行為があったと認められる入札
- (11) 予定価格を事前公表した場合で、予定価格を上回る価格での入札
- (12) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で次のいずれかに該当するとき
  - ア 工事費内訳書を提出しない入札
  - イ 工事費内訳書の商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できない入札
  - ウ 工事費内訳書に記名のない入札
  - エ 工事費内訳書の工事価格と入札金額が同一でない入札
  - オ 工事費内訳書にその他明らかな不備がある入札
- (13) その他指定した入札条件と合致しない入札  
(失格とする入札)

第9条 前条第1号から第13号、並びに予定価格を事後公表した場合で、再度入札（同一事項の入札における2回目、3回目をいう。）において、前回の最低価格以上の入札をした者は失格とする。失格となった者は、再度入札（同一事項の入札における2回目、3回目をいう。）には参加できない。

(入札の延期又は中止)

第10条 入札の公告又は入札通知から落札決定までの間において、入札参加者が連合し不穏な行動をなす等、適正な入札が執行できないと認められる場合は、入札を延期又は中止することがある。

2 当該工事の入札において、入札参加者が1人になった場合には入札を中止する。

3 市長は、その他特別な理由により、入札を延期又は中止せざるを得ない事象が生じた場合は、入札を延期又は中止することができる。

(落札者の決定)

第11条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、次条の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第12条 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とする場合は、次のとおりとする。

(1) 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格かつ、最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。なお、最低制限価格未満の価格で入札した者は不落札とする。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、くじ引きを辞退することはできない。また、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(落札者の取消し)

第14条 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札を取り消すものとする。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(異議の申立て)

第15条 入札参加者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る工事の設計図書若しくは現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和3年4月1日以降入札執行するものから適用する。